

石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 26 号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○グループ制に関する運営規程の一部改正 (行政経営課) 9
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 1	○副知事の担任事項に関する規程の一部改正 (同) 10

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十五号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則 (昭和三十五年石川県規則第六十一号) の一部を次のように改正する。

別表第二土木総合事務所長の項第三号を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十六号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則 (昭和三十九年石川県規則第二十三号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「人事課、行政経営課」を「人事・組織経営課」に改め、同項の次に次のように加える。

危機管理部

企画調整室、危機対策課、消防保安課

第三条第一項の表能登半島地震復旧・復興推進部の項中「創造的復興推進課」を「企画調整室、創造的復興推進課」に改め、同表健康福祉部の項中「医療対策課、地域医療推進室」を「地域医療政策課、医療支援課」に改め、同条第二項中「総務部に危機管理監室を」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する競馬事業局に競馬総務課及び競馬業務課を置く。

第三条第六項の表人事課の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、同表行政経営課の項を削り、同表税務課の項の次に次のように加える。

県庁デジタル推進課

統計情報室

第三条第六項の表都市計画課の項中「景観形成推進室」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 秘書課に秘書係を置く。

第六条第一項の表総務課の項中第十四号を第十七号とし、第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を

第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 10 行政不服審査制度に関すること。

第六条第一項の表総務課の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 6 外部監査に関すること。

第六条第一項の表総務課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 3 行政手続制度に関すること。

第六条第一項の表人事課の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、同項中第十四号を第十九号とし、第四号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の五号を加える。

- 4 行財政改革に関すること。
- 5 事務部局の組織(附属機関等を含む。)及び権限に関すること。
- 6 職員の定数に関すること。
- 7 地方分権に関すること。
- 8 全庁的な課題の企画調整に関すること。

第六条第一項の表行政経営課の項を削り、同表管財課の項中第十一号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 12 契約事務に係る企画調整及び指導に関すること(建設工事の請負契約の規正に関するものを除く)。

第六条第一項の表管財課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

- 4 公の施設の総合的な企画調整に関すること。

第六条第三項の表中第四号を第五号とし、同号の次に次の五号を加える。

- 6 県統計調査及び国の委託による統計調査の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。
- 7 統計の加工及び分析に関すること。
- 8 統計資料の整備、提供等に関すること。
- 9 統計調査事務の連絡調整に関すること。
- 10 統計についての普及啓発に関すること。

第六条第三項の表中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 庁内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第六条第四項を削り、同条第五項の表人権推進室の項、行政情報サービスセンターの項、福利厚生室の項及び総務事務管理室の項を次のように改める。

人権推進室	第一項の表総務課の項第十五号に掲げる事務
行政情報サービスセンター	第一項の表総務課の項第四号及び第五号に掲げる事務
福利厚生室	第一項の表人事・組織経営課の項第十四号から第十六号までに掲げる事務
総務事務管理室	第一項の表人事・組織経営課の項第十七号及び第十八号に掲げる事務

第六条第五項の表統計情報室の項を削り、同表資産活用室の項中「第三号」を「第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条の四の表企画調整室の項中第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条を第六条の五とする。

- 3 文化観光スポーツ部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第六条の三第一項の表企画調整室の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 企画振興部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第六条の三第一項の表企画課の項中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加え、同条を第六条の四とする。

- 4 他の都道府県との連携に関すること。

第六条の二の表創造的復興推進課の項の前に次のように加える。

企画調整室	1 能登半島地震復旧・復興推進部内の政策及び予算の企画調整に関すること。
	2 能登半島地震復旧・復興推進部内の人事、組織及び定数の管理及び企画調整

	<p>に關すること。</p> <p>3 能登半島地震復旧・復興推進部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に關すること。</p> <p>4 能登半島地震復旧・復興推進部内の事務の連絡調整等に關すること。</p>
--	---

第六條の二の表創造的復興推進課の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 3 能登半島地震復旧・復興推進部の企画調整室の庶務に關すること（総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く。）。

第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。

（危機管理部の各分課の分掌事務）

第六條の二 危機管理部の各分課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
企画調整室	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機管理部内の政策及び予算の企画調整に關すること。 2 危機管理部内の人事、組織及び定数の管理及び企画調整に關すること。 3 危機管理部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に關すること。 4 危機管理部内の事務の連絡調整等に關すること。
危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機管理及び防災に係る施策の企画、調整及び推進に關すること。 2 災害対策に關すること。 3 防災会議に關すること。 4 災害対策本部に關すること。 5 災害救助に關すること（生活再建支援課の分掌事務を除く。）。 6 災害救助基金に關すること。 7 地震災害対策緊急整備基金に關すること。 8 石油貯蔵施設立地対策等交付金に關すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に關すること。 10 国民の保護のための体制に關すること。 11 総合防災情報システムに關すること。 12 防災行政無線に關すること。 13 原子力発電所の安全対策に關すること。 14 被災者の生活再建支援に關すること（生活再建支援課の分掌事務を除く。）。 15 危機管理部主管事務で他の分課に屬しないこと。 16 危機管理部の企画調整室の庶務に關すること（総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く。）。
消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市町消防の指導及び育成に關すること。 2 消防統計及び消防情報に關すること。 3 消防思想の普及及び啓発に關すること。 4 消防用設備、機械器具及び資材の性能試験に關すること。 5 危険物の規制に關すること。 6 鉄砲火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に關すること。 7 電気事業及びガス事業に關すること。 8 電気用品の保安に關すること。 9 消防防災ヘリコプターの運航に關すること。 10 消防学校に關すること。

第七條第一項の表企画調整室の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 健康福祉部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に關すること。

第七條第一項の表障害保健福祉課の項の次に次のように加える。

地域医療政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療の総合的な企画及び調整に関すること。 2 医療人材の育成及び確保に関すること。 3 医療連携及び医療と介護の連携の推進に関すること。 4 保健師助産師看護師法に関すること（医療支援課の分掌事務を除く。）。 5 県営病院及び総合看護専門学校に関すること。
---------	--

第七条第一項の表医療対策課の項中「医療対策課」を「医療支援課」に改め、同項第三号中「こと」の下に「（保健師助産師看護師法については、免許登録に関することに限る。）」を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 救急医療に関すること。

第七条第一項の表医療対策課の項第十一号を削り、同表地域医療推進室の項を削り、同表健康推進課の項第十号中「医療対策課」を「医療支援課」に改める。

第七条の二第一項の表企画調整室の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 生活環境部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第七条の二第一項の表資産循環推進課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第八条第一項の表企画調整室の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 商工労働部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第九条第一項の表企画調整室の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 農林水産部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第九条第一項の表農業経営戦略課の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

25 盛土等の規制に関すること（農地法における許可等に関するものに限る。）。

第九条第一項の表森林管理課の項に次の一号を加える。

24 盛土等の規制に関すること（森林法における許可等に関するものに限る。）。

第十条第一項の表企画調整室の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 土木部内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第十条第一項の表砂防課の項に次の一号を加える。

8 盛土等の規制に関すること（他課の分掌事務を除く。）。

第十条第一項の表建築住宅課の項第十一号中「独立行政法人住宅金融支援機構法及び」を削り、同項に次の一号を加える。

30 盛土等の規制に関すること（建築工事に関するものに限る。）。

第十条第二項の表技術管理室の項中「第一項の表監理課の項第十九号から第二十五号」を「第一項の表監理課の項第二十号から第二十六号」に改め、同表景観形成推進室の項を削る。

第十三条第一項の表危機管理監の項を削り、同表監室次長の項中「危機管理監」を削り、同表課長の項、室長の項及び室次長の項中「地域医療推進室」を削り、同条第三項中「戦略広報監及び産業振興戦略監」を「及び戦略広報監」に改め、同条第四項中「企画振興部に企画振興部課長を、商工労働部に商工労働部課長」を「部にそれぞれの部の名称を冠した課長」に、「危機管理監室に危機管理監付課長」を「危機管理部に危機管理専門官」に、「及び原子力安全対策担当課長」を「原子力安全対策担当課長及び消防防災専門官を、土木部に復旧復興戦略監」に改める。

第十五条第八号の表企画調整室の項に次のように加える。

19 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（農地法における許可等に関するものに限る。）。

第十五条第八号の表森林保全課の項に次のように加える。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（森林法における許可等に関するものに限る。）。

第十五条第九号の表中「金沢市才田町」の下に「農業試験場総合研究推進部能登農業復興研究室は鳳珠郡能登町」を加え、同表農業試験場の部を次のように改める。

農業試験場	総合研究推進部	企画調整室	<ol style="list-style-type: none"> 1 所内の試験研究の連絡調整に関すること。 2 農業関係試験研究の企画調整及び広報に関すること。
-------	---------	-------	---

		<ol style="list-style-type: none"> 3 農業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農業技術の研修の企画及び実施に関すること。 5 農業情報の収集、処理及び提供に関すること。 6 農業経営の研究に関すること。
	能登農業復興研究室	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和六年能登半島地震からの農業の復旧及び復興に係る研究に関すること。 2 能登特産農産物の種苗の生産に関すること。
	作物研究部	<ol style="list-style-type: none"> 1 穀物の品種改良の研究に関すること。 2 穀物の種苗生産に関すること。 3 穀物の栽培、作業用機械の改良及び技術の体系化の研究に関すること。 4 穀物の加工、流通及び販売の研究に関すること。
	園芸研究部	<ol style="list-style-type: none"> 1 野菜果樹等の品種改良の研究に関すること。 2 野菜果樹等の種苗生産に関すること。 3 野菜果樹等の栽培、作業用機械の改良及び技術の体系化の研究に関すること。 4 野菜果樹等の加工、流通及び販売の研究に関すること。
	生産環境研究部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の遺伝子の解析及び利用の研究に関すること。 2 昆虫及び微生物の利用並びに病害虫防除の研究に関すること。 3 未利用有機物の資源化の研究に関すること。 4 農業、肥料、土壌等の科学的調査及び研究に関すること。 5 環境保全型農業の研究に関すること。 6 農産物の品質及び成分の研究に関すること。
	中央普及支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域的又は重要な農業振興プロジェクトに関すること（農林総合事務所の分掌事務を除く。） 2 新しい商品の開発等に取り組む農業者に対する経営の改善指導に関すること。 3 農業分野における特許権、商標権その他の知的財産権の活用に関すること。 4 農業技術の普及指導活動に必要な調査研究に関すること。 5 農林総合事務所の普及指導計画の策定及び評価の指導に関すること。 6 農林総合事務所の普及指導活動の支援に関すること。 7 普及指導員及び農協営農指導員の研修に関すること。 8 農業関係機関等との連絡調整に関すること。
	病害虫防除室	<ol style="list-style-type: none"> 1 植物の検疫に関すること。 2 有害動植物の発生予察事業に関すること。 3 病害虫防除についての企画に関すること。 4 市町、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。 5 防除に必要な薬剤の保管及び譲渡並びに防除用具の保管、修理及び貸付けに関すること。 6 有害動植物の発生、被害状況等の調査に関すること。

第十五条第十一号の表維持管理課の項中「維持管理課」の下に「(奥能登土木総合事務所を除く。)」を加え、「県央及び奥能登土木総合事務所」を「県央土木総合事務所」に改め、同項11から13までを削り、同項14中「(南加賀土木総合事務所にあつては小松市の区域を、県央土木総合事務所にあつては金沢市の区域を、中能登土木総合事務所にあ

つては七尾市の区域を除く。」を削り、同項14を同項11とし、その次に次のように加える。

- 12 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(維持管理課が所管する個別法令における許可等に関するものに限る)。

第十五条第十一号の表維持管理課の項の次に次のように加える。

輪島維持管理課(奥能登土木総合事務所に限る)	維持管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設及び漁港施設の管理(占有及び使用の許可を含む。)に関する事。 2 公共用地における生産物採取の許可に関する事。 3 砂利採取法及び採石法の施行に関する事。 4 土採取の指導に関する事。 5 国土交通省所管国有財産(港湾事務所管理課に係るものを除く。)の管理に関する事。 6 景観形成に係る行為の規制及び指導に関する事。 7 屋外広告物の許可(優良広告物の認定を含む。)及び取締りに関する事。 8 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路舗装、交通安全施設、防雪及び除雪事業を含む。)に関する事。 9 工事不用材料及び物件の保管に関する事。 10 水防に関する事。 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(建築工事に限る)。 12 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(維持管理課が所管する個別法令における許可等に関するものに限る)。(以上の事務は、輪島市に係るものに限る)
鳳珠維持管理課(奥能登土木総合事務所に限る)	維持管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設及び漁港施設の管理(占有及び使用の許可を含む。)に関する事。 2 公共用地における生産物採取の許可に関する事。 3 砂利採取法及び採石法の施行に関する事。 4 土採取の指導に関する事。 5 国土交通省所管国有財産(港湾事務所管理課に係るものを除く。)の管理に関する事。 6 景観形成に係る行為の規制及び指導に関する事。 7 屋外広告物の許可(優良広告物の認定を含む。)及び取締りに関する事。 8 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路舗装、交通安全施設、防雪及び除雪事業を含む。)に関する事。 9 工事不用材料及び物件の保管に関する事。 10 北河内ダム及び八ヶ川ダムに関する事。 11 水防に関する事。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(建築工事に限る)。 13 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(維持管理課が所管する個別法令における許可等に関するものに限る)。(以上の事務は、鳳珠郡に係るものに限る)
輪島事業調整室(奥能登土木総合事務所に限る)		<ol style="list-style-type: none"> 1 工事発注計画の策定及び進捗管理に関する事。 2 国、市町、建設関係団体等との調整に関する事。 <p>(以上の事務は、輪島市に係るものに限る)</p>
鳳珠事業調整室(奥		<ol style="list-style-type: none"> 1 工事発注計画の策定及び進捗管理に関する事。

能登土木総合事務所 に限る。)		2 国、市町、建設関係団体等との調整に関する事。 (以上の事務は、鳳珠郡に係るものに限る。)
輪島復旧復興課(奥能登土木総合事務所 に限る。)	道路係 河川砂防係 港湾係	1 土木工事(本庁の道路建設課、河川課、港湾課、砂防課及び都市計画課の分掌事務に限る。)及び漁港工事の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。 2 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路災害、道路防災及び漁港災害を含む。)に関する事。 3 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事及び漁港工事の指導及び監督に関する事。 4 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(土木総合事務所及び土木事務所の他課並びに農林総合事務所の分掌事務を除く。) (以上の事務は、輪島市に係るものに限る。)
鳳珠復旧復興課(奥能登土木総合事務所 に限る。)	道路係 河川砂防係 港湾係	1 土木工事(本庁の道路建設課、河川課、港湾課、砂防課及び都市計画課の分掌事務に限る。)及び漁港工事の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。 2 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路災害、道路防災及び漁港災害を含む。)に関する事。 3 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事及び漁港工事の指導及び監督に関する事。 4 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(土木総合事務所及び土木事務所の他課並びに農林総合事務所の分掌事務を除く。) (以上の事務は、鳳珠郡に係るものに限る。)

第十五条第十一号の表道路建設課の項中 道路建設課 を 道路建設課(奥能登土木総合事務所を除く。) に改め、

同項2中「(以上の事務は、奥能登総合土木事務所にあつては、珠洲市に係るものを除く。)」を削り、同項3中「(奥能登土木総合事務所を除く。)」を削り、同表地域整備課(奥能登土木総合事務所に限る。)の項を削り、同表河川砂防課の項中「河川砂防課」の下に「(奥能登土木総合事務所を除く。)」を加え、同項中「(奥能登土木総合事務所を除く。）」、「河川砂防係」、「地すべり急傾斜地係」及び「(以上奥能登土木総合事務所に限る。)」を削り、同項2中「(以上の事務は、奥能登総合土木事務所にあつては、珠洲市に係るものを除く。)」を削り、同項に次のように加える。

4 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(土木総合事務所及び土木事務所の他課並びに農林総合事務所の分掌事務を除く。)

第十五条第十一号の表港湾課(奥能登土木総合事務所に限る。)の項を削り、同表建築課(石川土木総合事務所を除く。)の項中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、その次に次のように加える。

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(建築工事に限る。)

第十五条第十一号の表建築課(石川土木総合事務所を除く。)の項中8を削り、9を8とし、その次に次のように加える。

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。

第十五条第十一号の表建築課(石川土木総合事務所を除く。)の項10から13までを次のように改める。

10 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事(建築物に係る措置に関するものに限る。)

11 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する事。

13 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(建築工事に限る。)

第十五条第十一号備考2の表維持管理課の項中「維持管理課」の下に「(珠洲土木事務所を除く。)」を加え、同項中11を削り、12を11とし、13を12とし、その次に次のように加える。

13 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(維持管理課が所管する個別法令における許可等に関するものに限る。)

第十五条第十一号備考2の表維持管理課の項の次に次のように加える。

<p>珠洲維持管理課(珠洲土木事務所に限る。)</p>	<p>維持管理係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設及び漁港施設の管理(占有及び使用の許可を含む。)に関する事。 2 公共用地における生産物採取の許可に関する事。 3 砂利採取法及び採石法の施行に関する事。 4 土採取の指導に関する事。 5 国土交通省所管国有財産(港湾事務所管理課に係るものを除く。)の管理に関する事。 6 景観形成に係る行為の規制及び指導に関する事。 7 屋外広告物の許可(優良広告物の認定を含む。)及び取締りに関する事。 8 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路舗装、交通安全施設、防雪及び除雪事業を含む。)に関する事。 9 工事不用材料及び物件の保管に関する事。 10 小屋ダムに関する事。 11 水防に関する事。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(建築工事にすることを除く。) 13 土木工事及び漁港工事に係る用地の取得及び物件等の補償に関する事。 14 土地、建物及び物件の評価に関する事。 15 土木工事及び漁港工事の用地及び物件の登記に関する事。 16 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(維持管理課が所管する個別法令における許可等に関するものに限る。)(以上の事務は、珠洲市に係るものに限る。)
<p>珠洲事業調整室(珠洲土木事務所に限る。)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 工事発注計画の策定及び進捗管理に関する事。 2 国、市町、建設関係団体等との調整に関する事。(以上の事務は、珠洲市に係るものに限る。)
<p>珠洲復旧復興課(珠洲土木事務所に限る。)</p>	<p>道路係 河川砂防係 港湾係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木工事(本庁の道路建設課、河川課、港湾課、砂防課及び都市計画課の分掌事務に限る。)及び漁港工事の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。 2 土木施設及び漁港施設の維持修繕(道路災害、道路防災及び漁港災害を含む。)に関する事。 3 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事及び漁港工事の指導及び監督に関する事。 4 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(土木総合事務所及び土木事務所の他課並びに農林総合事務所の分掌事務を除く。)(以上の事務は、珠洲市に係るものに限る。)

第十五条第十一号備考2の表建築課(津幡土木事務所に限る。)の項中3を削り、4を3とし、5から12までを4から11までとし、同項13中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項13を同項12とし、その次に次のように加える。

13 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(建築工事に係るものに限る。)

第十六条第九号の表石川県立中央病院の項中

透析療法室	透析に関すること。
予防医療室	予防医療に関すること。

を

「透析療法室 透析に関すること。」に改める。

第十六条第十一号の表支援課の項中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 介護における生産性の向上についての相談等に関すること。

第十九条第十五項の表水産総合センターの項中「船長」の下に「副船長」を加える。

別表第一第一号の表石川県私立学校審議会の項中「第九条」を「第八条」に改め、同表石川県公益認定等審議会の項の次に次のように加える。

石川県行政不服審査会	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十条第一項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	総務課
------------	---	-----

別表第一第一号の表石川県職員委員会の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、同表石川県行政不服審査会の項及び石川県医療審議会の項を削り、同表石川県准看護師試験委員会の項中「医療対策課」を「地域医療政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

石川県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項及び同法第七十二条第一項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療支援課
----------	---	-------

別表第一第二号の表及び別表第二石川県職員健康審査会の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

2 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(第二面)、第二号、第三号(第二面)、第十一号(第二面)、第十二号、第十三号(第二面)、第

四十五号及び第四十六号(第二面)中「**景観形成推進課**」を「**本 庁**」に改める。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前のいしかわ景観総合条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事 馳 浩

第2条中「、危機管理監」を削る。

別表第1総務部の部人事課の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に、「人材育成グループ」を「人材確保・育成グループ、組織定数グループ」に改め、同部行政経営課の項を削り、同表デジタル推進監室の部県庁デジタル推進課の項中「ネットワーク管理グループ」の次に「、統計分析グループ、経済産業グループ、生活社会グループ、人口労働グループ」を加え、同表危機管理監室の部中「危機管理監室」を「危機管理部」に改め、同部危機対策課の項中「企画調整グループ」を「管理グループ」に改め、同表文化観光スポーツ部の部文化振興課の項中「伝統文化・芸術

振興グループ、音楽文化振興グループ」を「文化芸術振興グループ」に改め、同表健康福祉部の部障害保健福祉課の項の次に次のように加える。

地域医療政策課	管理・県立病院グループ、医療計画グループ、医療人材グループ
---------	-------------------------------

別表第1健康福祉部の部医療対策課の項中「医療対策課」を「医療支援課」に、「管理・看護グループ、医療指導グループ」を「医療指導グループ、医療整備グループ」に改め、同部地域医療推進室の項を削り、同表商工労働部の部産業立地課の項中「海上貨物グループ」を「海上物流グループ」に改め、同表農林水産部の部の次に次のように加える。

競馬事業局	競馬総務課	企画管理グループ、企画広報グループ、保安グループ、施設グループ
	競馬業務課	競走業務グループ、管理グループ

別表第1土木部の部都市計画課の項中「区画整理グループ」の次に「景観形成推進グループ」を加える。
別表第3農林総合研究センターの部を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程（令和4年石川県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事 馳 浩

第1条第2号ウ中「危機管理監室」を「危機管理部」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。